

国民年金保険料 免除・納付猶予制度

今年度の受け付けは7月1日(月)から

収入の減少や失業などの理由で、国民年金保険料を納めることが困難な場合は、保険料の納付が免除・猶予される制度があります。

問い合わせ 戸籍住民課国民年金係(市庁舎1階、☎65・4143)、
帯広年金事務所(西1南1、☎25・8113 音声案内2番↓2番)

免除 免除や納付猶予が認められる期間は、翌年6月までです。申請日時点から2年1カ月前分までさかのぼって申請することができます。

免除制度

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年などの所得が一定額以下の場合に、申請により保険料の納付が全額または一部免除となります。

納付猶予制度

50歳未満の人で、本人、配偶者それぞれの前年などの所得が一定額以下の場合に、申請により保険料の納付が猶予されます。

免除・納付猶予申請に必要なもの

- ①年金手帳または基礎年金番号通知書
 - ②個人番号確認と本人確認ができる書類
 - ▷個人番号(マイナンバー)カード
 - ▷通知カード+運転免許証など(顔写真付きであれば1点、顔写真なしであれば2点)
 - ③印鑑 ④代理人が申請する場合は委任状
- 【失業などを理由とした特例免除申請の場合】**
- ⑤失業証明書類(退職票、退職辞令、雇用保険受給資格者証など)
- 特例免除申請の詳細は問い合わせください。

免除・納付猶予制度の対象者と所得基準・年金額に反映する割合

対象者	前年所得基準(目安)	受け取る年金額の割合(全額納めた場合との比較)
全額免除	(扶養親族等の数+1) × 35万円+22万円	8分の4
3/4免除(1/4納付) ^{※1}	78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	8分の5
半額免除(半額納付) ^{※1}	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	8分の6
1/4免除(3/4納付) ^{※1}	158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等	8分の7
納付猶予	・50歳未満の人 ・本人と配偶者それぞれの前年などの所得が一定額以下の人	追納しないと反映しません(受給資格期間に含まれます)
未納		反映しません(受給資格期間に含まれません)

※1 一部免除された保険料を納めていない期間は、未納扱いとなりますので注意してください。
 ※2 一定額を超えていても、失業などの理由があれば特例免除を受けられる場合があります。

保険料の未納期間が多くなると、将来受け取る老齢基礎年金額が減額になる場合や、受給できなくなる場合もあります。

追納を希望する場合は、帯広年金事務所まで手続きしてください。

保険料を未納のままにしておく

手続きをせず、保険料の未納期間をそのままにしておくと、障害や死亡などの不慮の事態が発生したときに、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。

追納制度

免除・納付猶予が承認された期間の保険料をさかのぼって納める追納をすると、老齢基礎年金額を増やすことができます。

老齢基礎年金を受け取るには、受給資格期間(国民年金の保険料を納付した期間や厚生年金の被保険者期間などの期間)が10年以上必要です。

全額免除が承認された期間と一部免除された保険料を納付した期間は、老齢基礎年金額に一部反映され、受給資格期間にも算入されます。猶予となった期間は老齢基礎年金額に反映されませんが、受給資格期間には算入されます。



心の不安を 打ち明けてみよう

ヤングテレホン相談

問い合わせ 青少年課(市庁舎3階、☎65・4161)

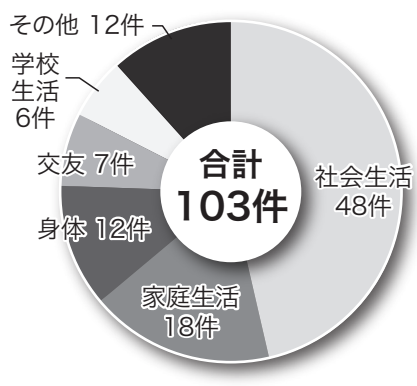
不安や悩みを抱えているとき、誰に、どのように相談すればいいのか戸惑うものです。そんなときには一度、ヤングテレホン相談に電話をしてみませんか。

仕事への不安や家族の悩みに関する相談が寄せられています

昨年度の相談内訳は、仕事に就くことや仕事を続けることへの不安など社会生活に関するものが48件と多く、次いで家族の病気への不安など家庭生活に関するものや、性など身体に関する相談などが寄せられ、合計103件でした。(図)

最近の相談の特徴として、男性は自分自身についての悩み、女性は家族や友人などに関する相談が多く寄せられています。

図 平成30年度の相談状況



対話によって心を解きほぐす

相談することで気持ちが解きほぐす

ヤングテレホン相談窓口

- 受付日時 月～金曜日(祝日を除く)、9時～17時30分
 - 場所 西6条南6丁目3、ソネビル2階 おびひろ地域若者サポートステーション内
- 相談専用電話 ☎ 22・8349
 ✉ wakamono-soudan@keisei-kai.jp

※携帯電話からEメールで相談する場合は、パソコンからの発信メールを受信できる設定にしてください。



相談方法 電話や面談、Eメールでの相談も受け付けています。希望があれば、専門相談機関への紹介も行うことができます。